

【経済財政運営と改革の基本方針 2023】（関連部分抜粋）

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(5) インバウンド戦略の展開

（技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討）

技能実習制度及び特定技能制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすいものとするとともに、人権侵害等の防止・是正等を図り、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。以上のことから、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における中間報告書を踏まえ、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、制度を見直して適正化を図った上で引き続き活用していくなどの方向で検討することとし¹、さらに今後の有識者会議の議論等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

¹ あわせて、以下の方向で検討する。

- ①外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築：外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させるようにする。
- ②受入れ見込数の設定等の在り方：新たな制度と特定技能制度において、生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等については、透明性や予見可能性を高める。
- ③転籍の在り方：新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点に立って、従来よりも転籍制限を緩和する。その際、受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観点到に留意する。
- ④管理監督や支援体制の在り方：監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要であるが、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、その要件の厳格化などにより適正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、優良な団体等にはインセンティブを与える。外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制を整備した上で引き続き活用する。過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出機関の排除、送出機関の適正化に向けて、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組の強化等、更なる対応を行う。
- ⑤外国人の日本語能力向上に向けた取組：就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に向上する仕組み（「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）」において創設予定の日本語教育機関の認定及び認定日本語教育機関の教員の資格の活用方策を含む。）を設ける。